

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第四課

#### 1. 案件名（国名）

国名：バングラデシュ人民共和国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

#### 2. 事業の背景と必要性

##### (1) 当該国における人材育成の現状と課題

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

##### (2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

###### 1) 行政機能の改善

バングラデシュにおいては、非効率な行政制度・機関、汚職、法と秩序、司法制度などの問題が、開発事業の効率・効果的な実施を阻む要因となっている。政府は第7次五か年計画（2016～2020）において、ガバナンスを重点分野の1つとして位置づけ、行政能力と効率性の向上に加え、公共セクター事業の効果的なモニタリングと評価により、良い統治（Good Governance）を確立し、ひいては、人々に質の高い公共サービスが提供できる仕組みの確立を目指している。これらの戦略の実施に関しては、中長期的な政策・計画の策定能力、その計画を実現させるための制度の構築能力などをもった人材の育成が重要であり、本事業はそのための支援として位置づけられる。

##### (3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

###### 1) 行政機能の改善

JICA 国別分析ペーパー（2014年5月）において、社会の脆弱性克服のため「行政能力向上」が重点課題であると分析しており、対バングラデシュ国別援助方針（2012年6月）における重点分野「社会脆弱性の克服」の下の開発課題として「行政能力向上」が定められている。また、横断的な留意事項として、ガバナンスの改善のため、あらゆる分野の支援において、政府機能の強化、行政サービス向上が図られるように留意することとしている。

主な支援実績としては、公務員への TQM（総合的品質管理）研修を通じ同国の公共サービスの向上に取り組む技術協力プロジェクト「TQM を通じた公共サービス改善プロジェクト」（2012年～2017年）や、行政機関における倫理委員会の設置や反汚職委員会の機能強化などを通じて国家健全性戦略の実施を支援する技術協力プロジェクト「国家健全性戦略（NIS）支援プロジェクト」（2014年～2016年）ほか、地方行政における住民参加型の行政の推進や地方自治体の能力強化への支援等がある。

##### (4) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、主に豪州、カナダ、英国等の欧米諸国や韓国、シンガポール、タイ等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業の目的

バングラデシュの指導者となることが期待される若手行政官等を対象に、本邦大学院における学位取得(修士)を支援することにより、優先開発課題の分野での知識の習得を図り、もって同国の開発課題の解決に寄与すると共に、人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

該当なし。

#### (3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大30名の留学生が、我が国大学院において、バングラデシュにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

#### (4) 総事業費/概算協力額

総事業費 3.93 億円 (概算協力額 (日本側) : 3.93 億円、バングラデシュ側 : 0 円)

#### (5) 事業実施スケジュール (協力期間)

2016年7月～2019年3月を予定 (計33ヶ月)

#### (6) 事業実施体制 (実施機関/カウンターパート)

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会が設置されている。運営委員会は、バングラデシュ政府関係者(財務省、教育省等)及び日本側関係者(在外公館、JICA 在外事務所等)で構成され、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

#### (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境社会配慮 :

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠: 本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進 : 該当なし。

3) 社会開発促進(ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等) : 該当なし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担 : 該当なし。

(9) その他特記事項 : 該当なし。

### 4. 外部条件・リスクコントロール

#### (1) 事業実施のための前提条件

特になし。

#### (2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

② 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

## 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

前回（2010～2013年度）の「人材育成奨学計画」では、協力準備調査によって4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画を設定し、事業を実施した。その結果、年度毎に対象セクター及び募集対象機関を決定していた従前の事業と比べ開発課題との整合性をより明確にすることができた。

今回（2014～2017年度）に関しても、4期を通じて対象セクター及び募集対象機関を固定し留学生を受け入れる計画とする。そのために、2013年度に協力準備調査を実施し、中核人材育成分野の課題を明確にし、より適切な人材を多くの候補者から選出できるよう適切な対象セクター及び募集対象機関の選定を図っている。

## 6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

### (1) 妥当性

この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、バングラデシュにおける共通した重要課題であり、また、当事業はバングラデシュ開発計画及びバングラデシュに対する我が国援助方針とも合致している。
- ・行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

### (2) 有効性

#### 1) 定量的効果

指標名	基準値（2016年）	目標値（2019年）
留学する学生数(人)	0	30
留学生の学位取得率(%) <sup>i</sup>	0	95

#### 2) 定性的効果

- ・本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・留学生受入れにより、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。

## 7. 今後のモニタリング計画

### (1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

### (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以上

---

<sup>i</sup> 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業概要参照）全体における目標値とする。また、4.（2）に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。